

よこはまアイデアチャレンジ運営事務局規定

■第一条（目的）

本規約は、一般社団法人 Cross-Community Design and Management Lab.（以下「CCDM-Lab.」という）の主催するよこはまアイデアチャレンジおよび関連するイベント等の企画、運営を行うよこはまアイデアチャレンジ運営事務局（以下「運営事務局」という）について、その構成、役割等必要な事項を定め、イベントの円滑な運営を図ることを目的とする。

■第二条（役割）

運営事務局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) よこはまアイデアチャレンジおよび関連するイベント等に必要な企画に関する業務
- (2) よこはまアイデアチャレンジおよび関連するイベント等の準備及び運営に関する業務
- (3) よこはまアイデアチャレンジおよび関連するイベント等の広報に関する業務
- (4) その他よこはまアイデアチャレンジおよび関連するイベント等開催に必要な業務

■第三条（組織）

1. 運営事務局は CCDM-Lab.の下部組織とし、活動方針は運営事務局の承認に基づき実行する。
2. 運営事務局は運営事務局委員の中から互選で運営事務局事務局長（以下「事務局長」という）1 名を任免する。任期は 1 期とし、再任を妨げない。
3. 事務局長は副事務局長を運営事務局委員の中から、3 名まで任免することができる。副事務局長の任期は事務局長の任期に合せるものとし、再任を妨げない。
4. 運営事務局委員は、事務局長、副事務局長、事務局長が指名する運営事務局委員および事務局長が指名する委員（以下「よこはまアイデアチャレンジアドバイザリーボード」という）をもって組織する。
5. 事務局長はよこはまアイデアチャレンジの任免を行うことができる。任期は 1 期とし、再任を妨げない。
6. 運営事務局委員は、事務局長の指導の下、よこはまアイデアチャレンジおよび関連するイベント等の企画、運営、開催を円滑にすべく活動を行う。
7. 事務局長は、必要に応じ、作業部会(ワーキンググループ)を設置することができる。事務局長は運営事務局委員の中から作業部会(ワーキンググループ)のリーダーを任命する。
8. 事務局長は必要に応じ、運営事務局または運営事務局の事務局長、副事務局長の経験者の中からフェローを任命する事ができる。フェローは事務局長、副事務局長を補佐する。
9. 運営事務局委員の報酬は無給とする。
10. 事務局長は必要に応じて委員に対して旅費等の経費を支出することができる。
11. 1 期は 1 年とし、8 月 1 日を始めとして、7 月 31 日をもって終了とする。事務局長は必要に応じ、期の開始・終了を変更することができる。

■ 第四条（守秘義務）

運営事務局委員は、よこはまアイデアチャレンジおよび関連するイベント等の企画、運営、開催に関わる公開されていない情報、また委員の立場でしか知りえないよこはまアイデアチャレンジおよび関連するイベント等固有の情報について守秘義務を負うものとし、自己または所属する組織および第三者のいかなる目的にも使用・転用・公開しないものとする。また委員を退いた後も同様とする。ただし、委員は委員長の許諾を得て、所属する組織の求めに応じて報告を行うことができる。

■ 第五条（改正）

本規約は、運営事務局委員会の決議により改正することができる。

■ 第六条（雑則）

本規定に定めるもののほか、運営事務局委員会の運営に関し必要は事項は運営事務局委員会において定める。

付則

この規則は、2021 年 2 月 21 日より施行する。